

利用者情報の取扱いに関する同意書（でんさいライト用）

株式会社全銀電子債権ネットワーク 御中
播州信用金庫 御中

1. 利用者情報の取扱い

- (1) 株式会社全銀電子債権ネットワークは、電子債権記録業の実施、でんさいの円滑な流通の確保および参加金融機関の与信取引上の判断のために、必要な範囲で利用者または利用契約を解約しましたは解除された元利用者（以下「利用者等」という。）の利用者情報を利用するとともに、参加金融機関等の第三者（以下「第三者」という。）に対して、利用者等の利用者情報を提供します。
- (2) 当金庫は、参加金融機関業務の実施、でんさいの円滑な流通の確保、参加金融機関の与信取引上の判断および当金庫が「でんさいライト2者間利用契約規程」第24条第2項に規定する目的のために、必要な範囲で利用者等の利用者情報を利用するとともに、株式会社全銀電子債権ネットワークまたは第三者に対して、利用者等の利用者情報を提供します。

2. 開示事項の同意

株式会社全銀電子債権ネットワークは、他の利用者または電子記録もしくは電子記録の請求に当たって提供された情報の開示を請求した者に対し、業務規程および業務規程細則にもとづき、次に掲げる情報を提供します。

- (1) 発生記録における債務者の決済口座に係る情報
- (2) 譲渡記録における譲受人の決済口座に係る情報
- (3) 支払等記録における支払等を受けた者に係る情報
- (4) 利用者等の属性、利用者番号および代表者名
- (5) 譲渡記録における譲渡人に係る情報（決済口座情報を含む）
- (6) 強制執行等記録における強制執行等を受けた電子記録名義人に係る情報
- (7) 支払不能事由に係る情報
- (8) 異議申立の有無に係る情報
- (9) 電子記録、電子記録の請求、当該請求の有無、当該請求に係る通知または当該請求の取消しに係る情報
- (10) その他業務規程および業務規程細則で開示の対象となる情報

上記の利用者情報の取扱いおよび開示事項について同意しました。また、右面表記の反社会的勢力ではないことを表明し、確約致します。

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書

株式会社全銀電子債権ネットワーク 御中
播州信用金庫 御中

私（でんさいネット利用契約の申込人（申込人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このでんさいネット利用契約を解除されても異議を申しません。なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴金庫に損害賠償請求することはせず、いっさい私の責任といたします。またこれにより貴金庫に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いいたします。

①私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

②私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いて威力を用いて貴金庫の信用を毀損し、または貴金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

※<反社会的勢力の定義>「組織犯罪対策要綱の制定について（依命通達）」（平成16年10月25日付警察庁次長通達）より

- (ア) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。）
- (イ) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。）
- (ウ) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）
- (エ) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (オ) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (カ) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (キ) 特殊知能暴力集団等（(ア)から(カ)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

以上

（2024.11）